

7 環政第 1 2 1 号
令和 7 年 7 月 1 4 日

AC 7 合同会社

代表社員 AC 7 一般社団法人

職務執行者 中村 武 様

福島市長 木 幡 浩



福島先達山太陽光発電所に関する要請について

福島先達山太陽光発電所に関しては、市から貴社に対し、令和 7 年 5 月 1 0 日付 7 環政第 1 3 号にて文書による要請等を行ったところであり、市として誠実な対応を改めて求めてきました。

また、福島先達山太陽光発電所の設置工事が概ね完了している現段階において、景観悪化を懸念する声だけでなく、太陽光パネルからの反射光に対する苦情が市に寄せられ、交通事故等市民への実害が及ぶことが懸念されています。これらの状況を踏まえ、下記のとおり改めて要請いたします。当該要請内容を踏まえた対応について、貴社内でご検討いただき、必要な措置を速やかに講じるよう求めます。

記

1 太陽光パネルからの反射光について

[経 過]

太陽光パネルの反射光に関しては、「反射光は上空に向かうため、市街地方向へ反射光は届かない。雲が太陽光パネルに映り込んだ際に白っぽくなり、光っているように見える。」との市に対する説明であったにも関わらず、太陽光パネル設置が進むにつれ、市民から反射光による運転時の苦情等が多数寄せられるようになった。

市職員による現地調査（6/4～6/5）を行った結果、特定の時間帯において、太陽光パネルからの反射光を確認しており、交通事故等市民への実害が及ぶことを憂慮している。

[要請内容]

上記を踏まえ、太陽光パネルからの反射光とその影響について、客観的に検証可能な形でデータを収集するとともに、速やかに市に報告すること。

また、検証を進めるにあたっては、市とともに現地立会い調査を行うほか、その進捗状況を共有すること。

当該検証の結果を踏まえ、太陽光パネルからの反射光の影響が市民に及ばないよう、防止のための必要な対策を速やかに講じること。

2 緑化等の状況を踏まえた対応について

〔経 過〕

これまでも法面緑化や保護工の実施に関し、必要な措置を講じることを求めている。

〔要請内容〕

緑化や設備工事進捗に合わせた、法面、調整池、地表面などの修繕や再施工等の措置を講じるとともに、当該措置は、県の林地開発許可の完了検査後も継続的に実施すること。

特に、工事進捗の反映が視認できない緑化等に係る工事の工程は、計画の更新毎に市に資料の提供を行うこと。

3 市民への対応について

〔経 過〕

これまでも、より一層丁寧な説明、対応等を実施して市民の不安払拭に努めるとともに、発電施設の設置工事完了後においても、設置者の責任として当該対応を継続することを求めている。

〔要請内容〕

福島先達山太陽光発電所については、議会も含め市民の関心が高い。情報を求める市民に対し、正確かつ丁寧な対応を強く求めるとともに、施設の状況を積極的に情報発信すること。

4 その他

〔要請内容〕

環境影響評価における景観予測や今般の太陽光パネルの反射問題など、当初説明と現状との乖離が著しい。行政や市民を蔑ろにする対応のないよう、客観的な検証に基づく正確な情報提供を求めるとともに、社会的な存在として市民の安全や公益を重視した誠実な対応を要請する。

担当：環境部 環境政策課 再エネ共生係 富塚 慶幸

TEL：024-525-3742

E-mail：kankyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp